

ご寄附に感謝

(順不同・敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

★社会福祉事業費の一部として

- ・佐野 道朗(黒川町12丁目81番地6)
(故 佐野 綾 殿追善供養として)
一金300,000円

★社会福祉事業費(老人福祉)の一部として

- ・匿名
一金50,000円

★余市町の未来を担う人づくり寄附金として

- ・西山 政市(札幌市豊平区)
一金100,000円
- ・山岡 康夫(神戸市垂水区)
- ・鈴木 茂樹
- ・匿名 一金10,000円
- ・匿名(札幌市東区)

【雇用保険制度に係るお知らせ】

介護休業を取得予定の皆様、
介護休業給付金を申請予定の事業主の皆様へ

- 介護休業給付金の支給率が引き上げられました。
- 本年8月1日以降に開始する介護休業からは給付率が67%(従来は40%)に引き上げられます。
- 介護休業給付金の支給を受けるには一定の要件があります。

◆問合せ ハローワーク余市 ☎22-3288



『重ねる対話つなげる熱意で
四島(しま)返還』

北方四島の日も早い返還は
国民の願いです

よいちの人口

〈平成28年6月30日現在〉※()内の数字は前月比

人口 19,684人 (-14)
男性 9,105人 (-1)
女性 10,579人 (-13)
世帯数 10,097世帯 (-8)

平成27年国勢調査人口・世帯数(速報値)

人口 19,631人 世帯数 8,711世帯

■広報よいち8月号(No.784)

平成28年8月1日発行

■発行 余市町

〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地
☎(0135)21-2111(代) / FAX(0135)21-2144
Eメール kouhou@town.yoichi.hokkaido.jp

ホームページアドレス <http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/>

■編集 総務部 地域協働推進課 広報広聴グループ

町税は納期限内に納付をお願いします

7月25日は固定資産税第2期、国保税第1期の納期限でしたが、未納の方は至急納付願います。

納期限までの納付にご協力願います。

事業不振、失業、転職、病気などの理由により納期限内納付が困難な方は、そのまま放置せずに納税方法等について相談してください。

滞納者に対しては、公平な税負担と納税秩序を守るため、法律に基づき財産調査を行い給与・預貯金・不動産・動産等の差押えを執行します。

臨時徴収所をご利用ください

8月25日(木)

17:30~19:00

- ・役場1階 税務課窓口
 - ・福祉センター本館(富沢町)
- 納税相談も実施しています。

今月の税

町道民税2期
国保税2期
納期限
8月25日

◆問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116

【北海道からのお知らせ】

平成28年度個人事業税(第1期)の納期限について

- 個人事業税は、個人で事業を行っている方に納めていただく道税です。
- 税額は、昨年の事業所得から算出されます。
- 8月10日(水)に納税通知書を送付しますので、納期限までに納税をお願いします。

◆第1期納期限 8月31日(水)

◆問合せ 後志総合振興局 小樽道税事務所
☎0134-23-9442

知ってますか? 道の「苦情審査委員制度」

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に関する苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査を行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

◆申立て方法

「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。また、郵送・ファックス・メールでも申立てができます。苦情申立書は北海道のホームページからもダウンロードできます。

◆申立て・問合せ

北海道 総合政策部 知事室 道政相談センター
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
☎:011-204-5523(内線21-706)
FAX:011-241-8181
メール:kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
または後志総合振興局 総務課